

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成26年4月4日（平成26年（行情）諮問第171号）

答申日：平成28年11月16日（平成28年度（行情）答申第518号）

事件名：特許電子図書館の廃止等に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成22年末頃に行われた民主党内閣による事業仕分けにおいて、平成27年からの新システム（特許庁総合基盤システム又は特許庁新検索システム）稼働により、特許庁の特許電子図書館（IPDL）が廃止されることになったが、この新システム及び特許電子図書館廃止に関する行政文書」（以下「本件対象文書①」という。）及び「平成24年1月に新システム開発が頓挫したが、この新システム開発頓挫に伴う上記特許電子図書館廃止計画の見直しに関する行政文書」（以下「本件対象文書②」といい、本件対象文書①と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年9月4日付け20130802特許21により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

原処分の理由として「本件対象文書①は当庁には存在しない、本件対象文書②については、閣議どおり廃止される予定であるが、特許電子図書館廃止計画のようなものは存在せず、したがって、その廃止に関する文書についても存在しないため、開示請求に関する行政文書は存在しない」旨記載されている。

しかし、上記理由は不合理であり理解に苦しむものである。具体的には次のとおりである。

ア 平成22年末頃に行われた民主党内閣による事業仕分けにおいて、特許庁長官がメモを見ながら「平成27年からの新システム稼働に伴

い、特許電子図書館は廃止する予定である。」旨発言している姿をテレビで拝見したが、発言する以上、特許電子図書館廃止計画は存在しているはずである。その際のメモが少なくとも特許電子図書館廃止計画に関する文書になるはずである。

イ より具体的には、平成22年12月7日付けの閣議決定「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の92ページ、経済産業省、工業所有権情報・研修館において、講ずべき措置に「特許電子図書館事業の廃止」が記載されており、その実施時期として「26年度中に実施」、その具体的内容として「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。」旨記載されている。さらに、「その他」として「独立行政法人の形態で行うことが真に効率的かどうか、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施することを検討する。(国の直接実施とする場合に当たっては、当該事業が真に国が行うべきものであるかどうかを厳しく精査する)。」旨記載されている。

ウ 上記の「特許庁新検索システムの本格運用」については、平成24年1月に同システムの開発が頓挫しているため、当然、同システムの本格運用を前提とした「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、本法人の事業としては廃止する。」旨の記載は見直されるべきものであるにもかかわらず、原処分の理由は不合理であり、理解に苦しむものである。もし、特許電子図書館廃止計画の具体的内容が、特許電子図書館事業の管轄を特定独立行政法人から特許庁に移管するというのであれば、その移管計画が本開示請求に係る行政文書になるはずである。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

(2) 意見書

特許電子図書館は、インターネット社会において国民の産業財産権情報を知る権利を充足するために必要不可欠なものであるが、この特許電子図書館を廃止するにあたり、代替する機能をもつサービスを別途始めるつもりなのか、それとも、なんら始めることなく、廃止するつもりなのか、この特許電子図書館の廃止の具体的内容を開示していただきたい。

また、特許電子図書館の廃止が閣議決定事項であるならば、この閣議決定のためになされた会議の議事録等が開示対象になると思われるが、これらの閣議決定のための資料も開示していただきたい。

よって、原処分を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を保有してい

ないとして、平成25年9月4日付けで不開示とする原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書①は当庁には存在しない、本件対象文書②については、特許電子図書館は閣議どおり廃止される予定であるが、特許電子図書館廃止計画のようなものは存在せず、したがって、その廃止に関する文書についても存在しないため、不開示とする原処分を行った。

3 異議申立人の主張についての検討

(1) 異議申立人は「特許庁長官がテレビでメモを見ながら発言しているがその際のメモが少なくとも特許電子図書館廃止計画に関する文書になるはずである。」と主張しているが、同長官はメモを持っていたかも知れないが、仮にメモが存在していたとしてもメモは保存期間一年未満の行政文書の扱いとなるため、既に廃棄されており存在しない。

(2) 異議申立人は「平成24年1月に特許庁新検索システムの開発が頓挫しているため、『特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、特定独立行政法人の事業としては廃止する』旨の記載は見直されるべきものである。」と主張しているが、特許電子図書館の廃止は閣議決定事項であり、存続等の見直しはなく、閣議決定どおり平成26年度中に廃止する予定である。また、廃止するので当然であるが、特許電子図書館を特許庁に移管することもない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であって、本件異議申立てについては棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成26年4月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月1日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年10月28日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書①は平成27年から稼働する予定の新システム及び特許電子図書館廃止に関する行政文書、本件対象文書②は新システム開発頓挫に伴う上記特許電子図書館廃止計画の見直しに関する行政文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無等について検討する。

2 本件対象文書①の保有の有無について

(1) 本件対象文書①の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許電子図書館は、平成11年3月からインターネットを通じて産業財産権関連情報等の無料提供を実施しているデータベースであり、平成16年10月に、特許庁から独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）に移管された。

イ 平成21年10月29日改定の「特許庁業務・システム最適化計画」（以下「最適化計画」という。）において、産業財産情報の対外提供については、「特許庁運営基盤システムの構築後（平成27年1月目途）は、本計画に基づき達成する様々な情報は全てインターネット上の一つのポータル（窓口）から入手できるようにするサービスの提供を実施する」とされた。

ウ 平成22年4月19日、経済産業省は、「経済産業省所管独立行政法人の改革について」を公表し、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムが稼働すれば、特許庁データベースからリアルタイムで特許情報の提供が可能となることから、その段階でINPITの事業としては廃止する。」とした。

エ 平成22年10月29日に行われた内閣府行政刷新会議ワーキンググループ「事業仕分け」（以下「事業仕分け」という。）において、特許庁長官及び同庁総務部長が出席し、特許特別会計の事業に関するヒアリング等が行われた。特許電子図書館事業については、上記ウに基づき説明がなされ、「平成27年度の新システム移行に合わせて廃止」との評価結果に至った。

平成22年12月7日付けで閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（以下「基本方針」という。）では、上記評価結果に基づき、「特許電子図書館事業については、特許庁新検索システムの本格運用に合わせ、INPITの事業としては廃止する。」とされ、その実施時期は平成26年度中とされた。

オ 上記イの「最適化計画」及び上記ウの「経済産業省所管独立行政法人の改革について」は経済産業省のホームページに掲載されているところ、特許庁において、最適化計画に関する文書は、平成22年4月1日作成の行政文書ファイル「最適化計画（21年度）」につづられていたが、当該ファイルは、保存期間5年で、平成27年3月31日保存期間満了により廃棄されており、念のため、特許庁の関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。また、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、行政文書ファイル管理簿及び特許庁の関係部署の書庫、書架等の探索を行ったが、その存在が確認できなかったため、保存期間1

年未満の文書として廃棄したと考えられる。

上記エの事業仕分けに関する文書は、平成23年4月1日に作成された行政文書ファイル「第3期中期目標」につづられていたが、当該ファイルは保存期間5年で、平成28年3月31日保存期間満了により国立公文書館へ移管されており、特許庁では当該文書を保有していない。念のため、関係部署において書庫、書架等の探索を行ったが、当該文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして、最適化計画及び「経済産業省所管独立行政法人の改革について（平成22年4月19日）」が掲載されている経済産業省のホームページ並びに基本方針が掲載されている内閣府のホームページについて、それぞれ、その内容を確認させたところ、特許電子図書館廃止についての経緯等は、諮問庁の上記（1）イないしエの説明のとおりであり、特許電子図書館の廃止は、特許庁の新システムの構築を前提に計画されたものであったと解することができる。

したがって、最適化計画に関する文書、経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書及び事業仕分けに関する文書は、本件対象文書①に該当すると認められるので、以下、これらの文書の開示請求時点における保有の有無について検討する。

ア 経済産業省所管独立行政法人の改革に関する文書については、諮問庁の上記（1）オの説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に同文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において同文書を保有しているとは認められない。

イ 最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書については、諮問庁から行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、下記3（1）に述べる事情により、諮問庁の上記（1）オの説明のとおり、最適化計画に関する文書は平成27年3月31日に廃棄され、また、事業仕分けに関する文書は平成28年3月31日に国立公文書館へ移管されており、本件開示請求がされた平成25年8月2日時点では、特許庁において保有していたものと考えられることから、本来であればこれらの文書を特定して開示決定等をすべきであった。

しかしながら、現時点では、特許庁において、最適化計画に関する文書及び事業仕分けに関する文書を保有しているとは認められないことから、これらの文書を保有していないとして不開示とした原処分は、結論において妥当であるといわざるを得ない。

3 本件対象文書②の保有の有無について

- (1) 本件対象文書②の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 特許庁は、平成24年1月に、業務・システム最適化に係る新事務

処理システムの開発を中止したため、最適化計画は中断された。

そのため、平成25年3月15日付で、特許庁システムを刷新し、システム構造の抜本的見直しを進めるとした新たな最適化計画を作成し、経済産業省のホームページにおいて公表したが、「現行のIPDLについては平成22年12月の閣議決定を踏まえて対応する。」とされ、新システムの開発中断に伴い、特許電子図書館廃止の見直しは行われていない。

イ INPITは、平成25年度計画において、「基本方針及び最適化計画（平成25年3月15日）を踏まえ、特許電子図書館事業の廃止後に出願人などのユーザーにインターネットを利用して工業所有権情報を切れ目なく提供する新たなサービスの準備を進める」とし、平成27年3月20日、特許電子図書館のサービスを停止し、同月23日に新サービス（特許情報プラットフォーム）の提供を開始した。

- (2) 当審査会事務局職員をして、経済産業省及びINPITのホームページにおいて、最適化計画（平成25年3月15日）及び上記INPITの平成25年度計画等を確認させたところ、特許電子図書館廃止の見直しは行われておらず、INPITにおいて、平成26年度に特許電子図書館は廃止されていることから、諮問庁の上記(1)の説明は首肯でき、特許庁において、本件対象文書②に該当する文書を保有しているとは認められない。

4 付言

- (1) 原処分の不開示理由及び諮問庁の理由説明書における説明（上記第3の3）から、処分庁及び諮問庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

また、本件においては、対象文書として特定されるべき文書に対し、取得及び保有の有無について十分な確認がなされないまま、原処分後の保存期間満了時に廃棄処分等が行われており、処分庁及び諮問庁は、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、十分な確認と探索を行う等、適切な対応をすることが望まれる。

- (2) 原処分の不開示理由について、本件対象文書に係る「行政文書は当庁には存在しない」と記載されているところ、一般に文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事

実だけでは足りず，対象文書を作成又は保有していないのか，あるいは作成又は取得した後に廃棄又は亡失したのか等，当該文書が存在しないことの要因についても理由として付記することが求められる。

したがって，原処分における理由付記は，行政手続法８条の趣旨に照らし，適切さを欠くものであるといわざるを得ず，処分庁においては，今後の対応においては，上記の点につき留意すべきである。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，現時点においては，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，結論において妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久